

平生町 DX 推進計画

令和 5 年度～令和 9 年度

平 生 町

令和 5 年(2023 年)7 月

目 次

第1章 総論	1
1.計画策定の背景と目的	2
(1)背景と平生町の状況	2
(2)計画策定の目的	5
2.計画の位置付け	6
3.計画の期間	6
4.計画の推進体制	6
5.職員の意識	6
6.業務の棚卸し・業務量調査	7
7.計画の基本方針	9
第2章 各論	10
1.取組の方向性	10
2.DX の取組事項	10
(1)業務のデジタル化	10
(2)DX 推進のための人材育成	14
(3)デジタルデバインド対策	15
用語の解説	16

第1章 総論

「デジタル・トランスフォーメーション」とは、2004年にスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマン教授が提唱した概念です。

これは、進化したデジタル技術を人々の生活に取り入れ浸透することで、より良い豊かなものへと変革するという概念であり、既存の価値観や枠組みを根底から覆し、革新的なイノベーションをもたらすことを意味します。

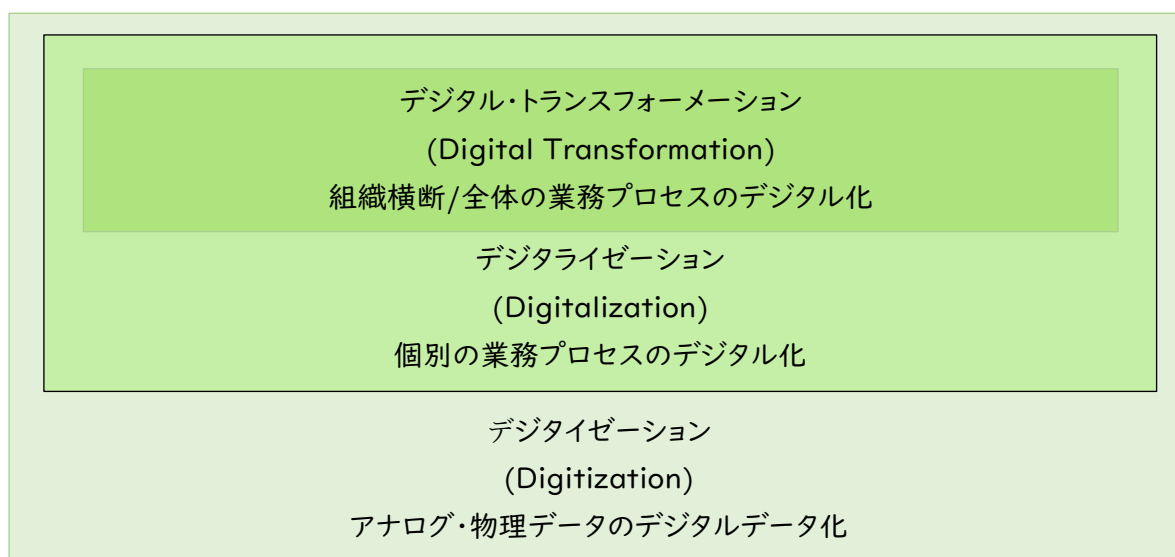
経済産業省では、デジタル・トランスフォーメーションについて、これまでの文書や手続の単なる電子化から脱却し、IT・デジタルの徹底活用により、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上を目指すとともに、データを活用し、よりニーズに最適化した政策の実現により、仕事のやり方や政策のあり方の変革を目指しています。

デジタル・トランスフォーメーションは、DXと略されます。英語では Digital Transformation と書きます。Transformation の Trans は交差するという意味があるため、交差を「X」が用いられています。

デジタル・トランスフォーメーション(DX|Digital Transformation)と似た言葉に「デジタイゼーション(Digitization)」と「デジタルライゼーション(Digitalization)」があります。

★デジタイゼーション／デジタルライゼーション／デジタル・トランスフォーメーションの関係

- ①アナログ情報をデジタル化する局所的な「デジタイゼーション」を行う
- ②プロセス全体もデジタル化する全域的な「デジタルライゼーション」で新たな価値を創造
- ③その結果として社会的な影響を生み出すのが「デジタル・トランスフォーメーション」



本町の行政運営においても、デジタル技術を有効的に活用し、抜本的な変革に取り組むことをはじめ、町を取り巻く様々な課題を解決するなど、「町民本位のデジタルで快適・便利なまち」の実現を目指すことが重要であると考えています。

1.計画策定の背景と目的

(1)背景と平生町の状況

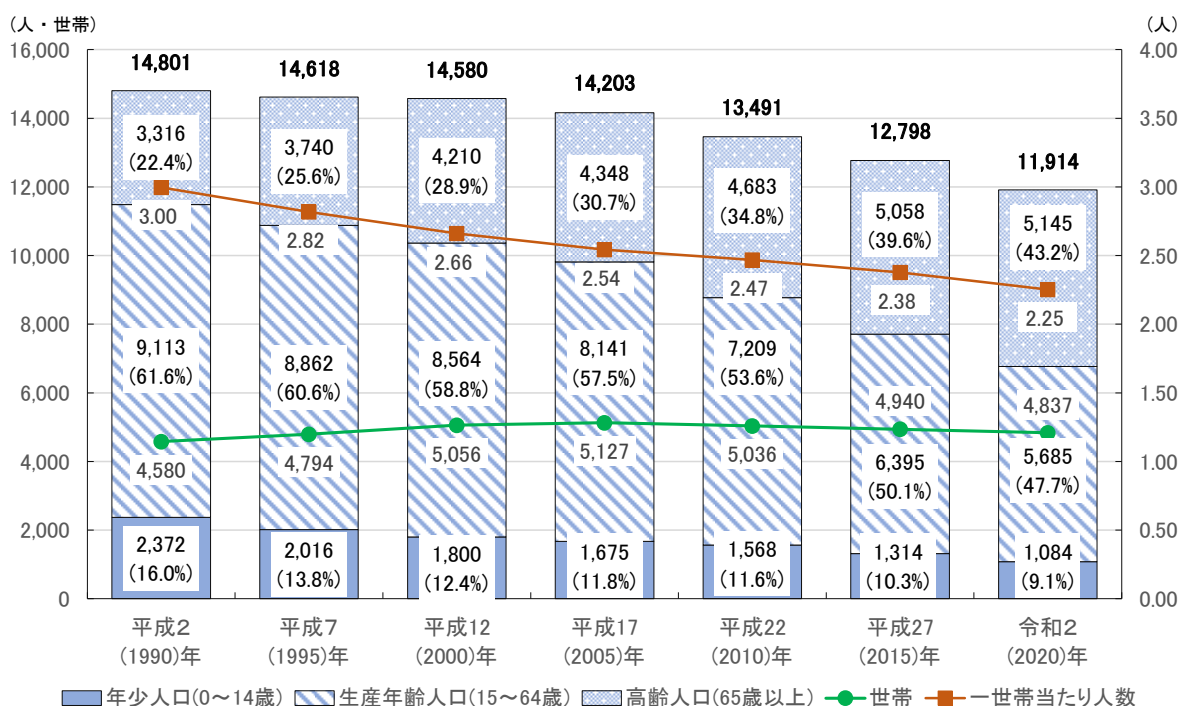
全国的に、少子高齢化が進展する中、今後、労働力の絶対量が不足することが懸念されています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃には、20 歳代前半の人口は団塊ジュニア世代の半分程度に止まるとされており、地域・官民を問わず若年労働力の深刻な供給不足が見込まれる、いわゆる「2040 年問題」に対応していく必要があります。

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、平成2(1990)年以降減少しており、令和2(2020)年では 11,914 人となり、平成 2(1990)年と比較すると、2,887 人(19.5%)減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加傾向で推移しており、特に年少人口は令和2(2020)年と、平成 2(1990)年と比較すると半分以下となっています。

世帯数は横ばい傾向で推移しており、1世帯当たり人数は減少しています。

【町の人口等の推移】

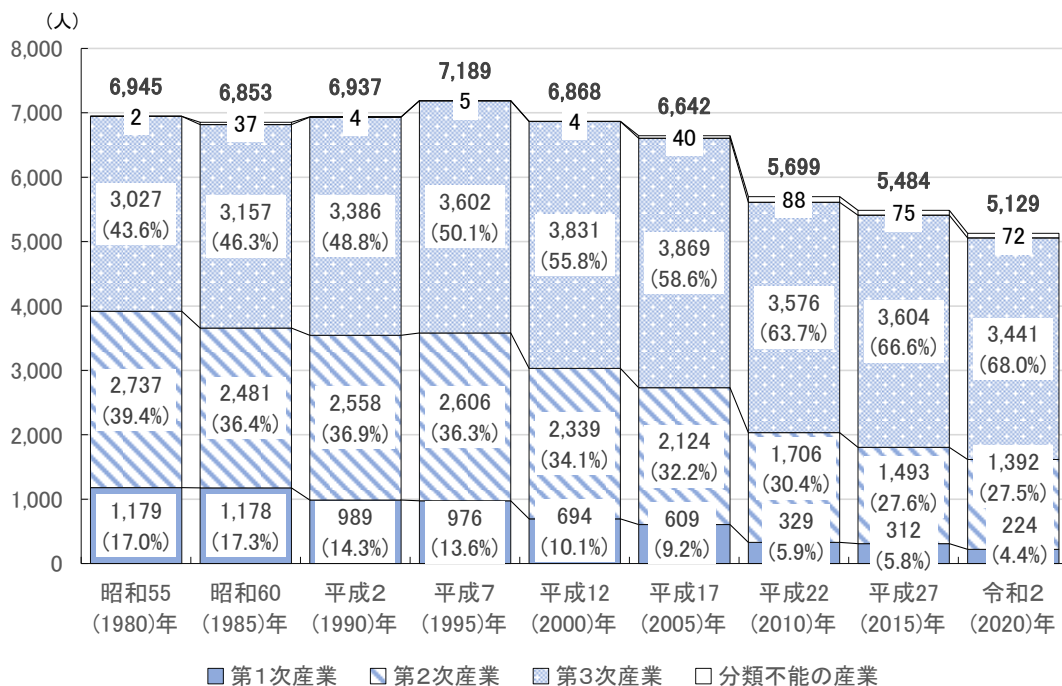


※平成 12 年以降は、全体人数に年齢不詳者数を含む。

また、国勢調査による本町の就業者数の推移をみると、平成7(1995)年以降減少傾向となっています。

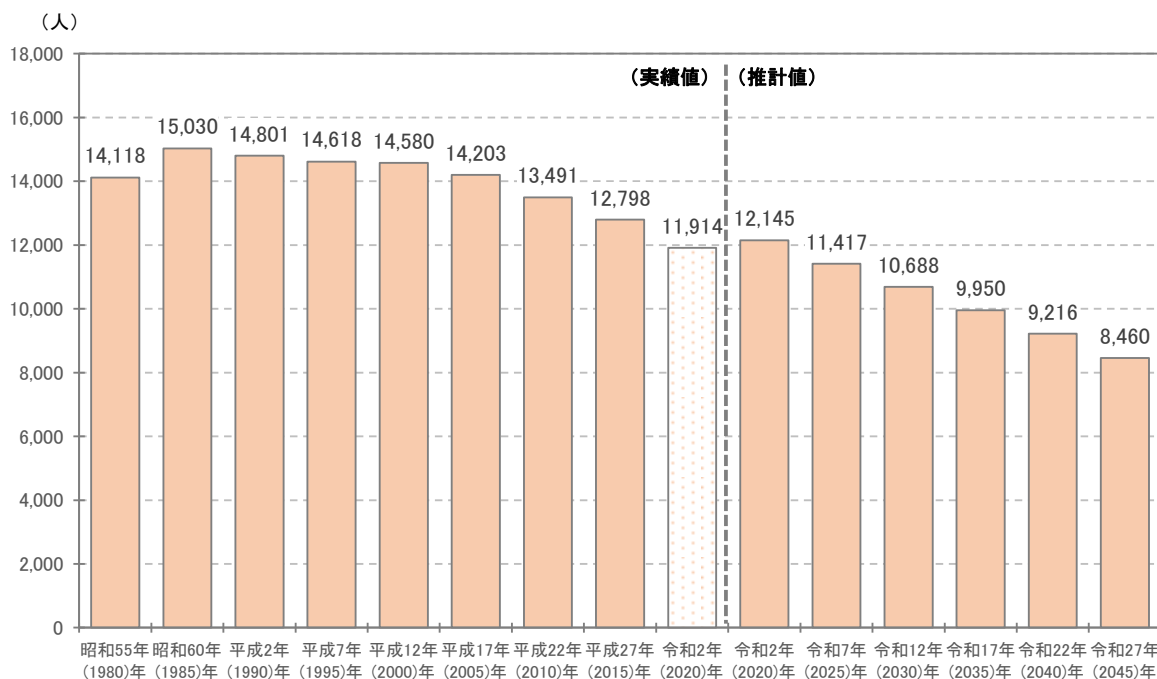
令和2(2020)年と、平成7(1995)年と比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに減少傾向にありますが、第3次産業の就業者数は減少率が低くなっており、相対的にその比率が高まっています。

【就業者数と就業構造の推移】



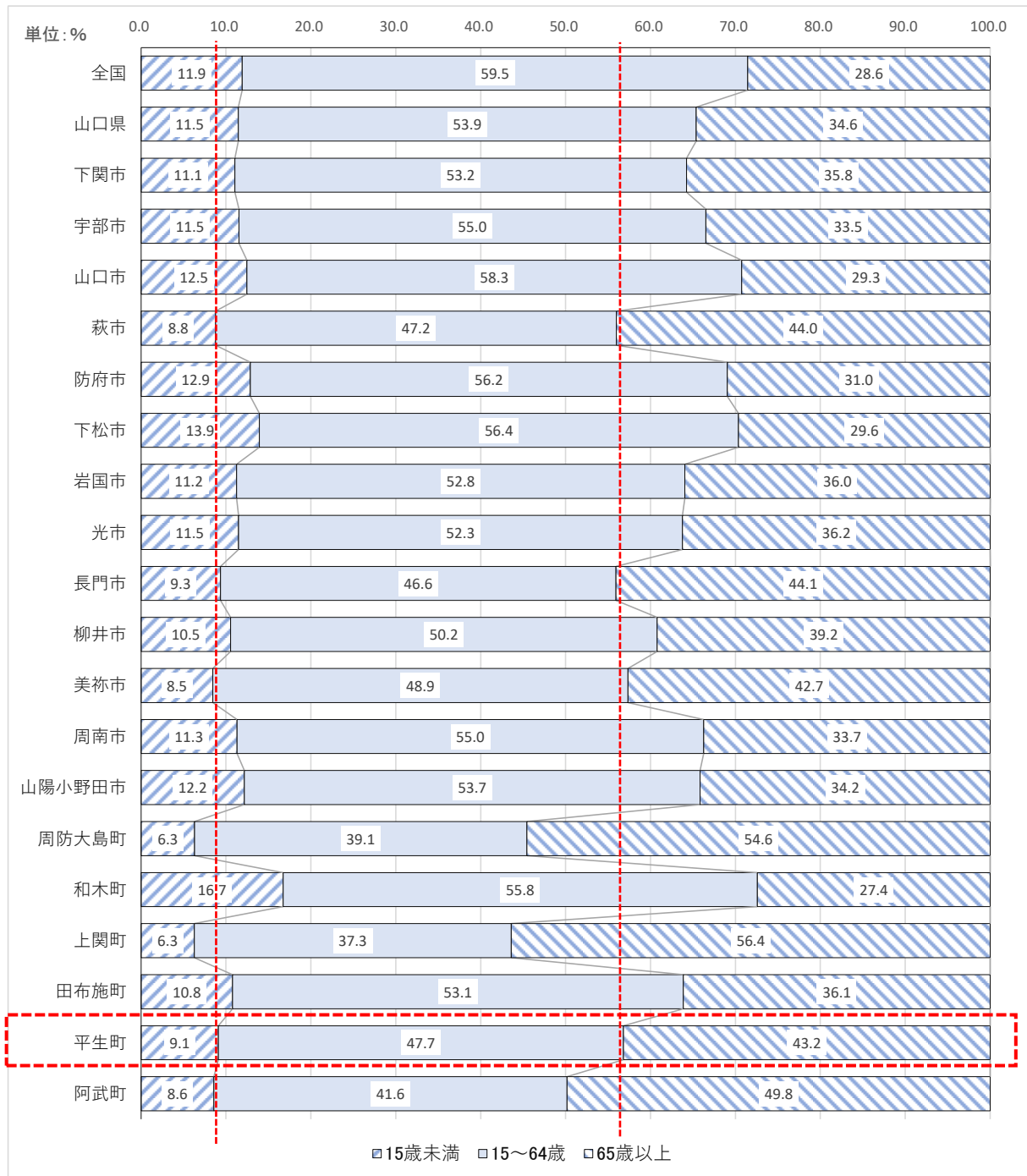
国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では今後も人口は減少を続け、約25年後の令和27(2045)年には8,460人まで減少すると見込まれています。

【総人口の推移と予測】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
 ※グラフ中の推計値は平成30年の国立社会保障・人口問題研究所による推計値です。これによれば、当時の推計より人口減少が進んでいることになります。

山口県内年齢3区分率比較では、本町は、全国・県平均より高齢化率は高くなっています。



このように、人口減少・少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、本町においても、多様化する行政ニーズに対応し、町民サービスの維持向上を図るためには、デジタル技術を活用し、より一層、労働生産性を向上させる必要があります。

(2) 計画策定の目的

近年、ICT^{*}は急速な進展を続けており、高速大容量な通信環境を背景にスマートフォンやタブレット端末などの急速な普及、SNS^{*}やクラウドコンピューティング^{*}の利用拡大など、町民の身近な生活の中にも ICT が深く浸透し、欠かせないものとなっています。また、ビッグデータ^{*}やオープンデータ^{*}の利活用の促進など、経済活動全般への大きな変化がみられるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応の中で、行政のデジタル化をより一層推進していく必要性が改めて認識されています。

国においては、令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、政府から目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。

そして、社会全体のデジタル化をリードする強力な推進主体(司令塔)となる「デジタル庁」が創設され、令和4年6月には、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が示され、12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が示されるなど、デジタル改革に向けた動きが加速しています。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要で、全国の自治体全体として、足並みを揃えてデジタル化の取組を進めていく必要があります。

山口県では、県政運営の指針である「やまぐち未来維新プラン」において、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を県づくりの基本目標に掲げ、諸施策を推進することとしており、デジタルを、この県づくりを推進するための重要な視点の一つとして位置付けています。

これを踏まえ、今般のデジタル改革においては、デジタルの力を活用した課題解決や新たな価値創造等に向けた取組をさらに加速化・深化させるとともに、そのために必要となる地域の基盤整備等も強力に推進し、県政のあらゆる分野、各地域におけるデジタル実装を実現することにより、デジタルを県民の日々の暮らしや生活の中にしっかりと溶け込ませ、県民一人ひとりが、豊かさと幸せを実感することのできる、ウェルビーイング(Well-being)にあふれる、人にやさしいデジタル社会を構築し、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現を目指すものとしています。

そして、山口県デジタル・ガバメント構築連携会議において、やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」を核として全県的なDX推進をサポートするとともに、DX推進官民協働フォーラム「デジテック for YAMAGUCHI」の活動を促進し、地域課題の解決や次代を支えるデジタル人材育成事業、デジタルデバインド^{*}対策事業などにより新たな価値の創造を推進しています。

本町においても、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められる中、自治体DXを推進していくための「平生町DX推進計画」を策定し、必要な施策を実行していきます。

計画の実行にあたっては、Society5.0^{*}社会の実現や行政手続のオンライン化、必要な情報を個人のスマートフォン等へ通知するなど、デジタル技術を活用して町民の利便性を向上させつつ、町民一人ひとりの生活に寄り添った行政サービスを提供します。役場内においては、デジタル技術による業務の効率化を図り、持続的かつ発展的に住民サービスを提供し続けられる環境の構築に取り組みます。

このようにデジタル技術の活用により、新しい社会に対応し、町に住むことの満足度を向上させることが本計画の目的です。

なお、デジタル技術によるイノベーションや新たな価値の創造が、SDGs の達成^{*}にも寄与すると考えられます。

2.計画の位置付け

この計画は、第五次平生町総合計画の下位に位置付けられる計画で、第五次平生町総合計画で掲げる目指すべき将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現を ICT の側面から支援するための計画です。

この計画では、本町の情報化に向けた方針を示すとともに情報化に資する個別施策をとりまとめています。

第五次平生町総合計画では、地域情報化の推進施策において、通信環境の整備や行政サービスのオンライン化を通じて、利便性の高いまちづくりを目指しています。

また、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「平生町行政改革推進計画」とは、行政のデジタル化を進めるために方向性を一にするものです。

3.計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、情報化の進展は著しく変化するため、必要に応じて見直しを行います。

4.計画の推進体制

情報化及びDXの推進には、システム管理部門のデジタル推進課だけでなく、町民の生活、健康、福祉、子育て等の幅広い部門との連携、協力が不可欠であるとともに、組織の大きな改革につながることから、全庁横断的な推進体制が必要です。このことから、全課の代表からなる平生町 DX 推進委員会を組織して取り組み、重要事項の意思決定等を特別職を含む課長会議において推進していきます。

また、内部のデジタル人材育成については、国・県の支援策の活用やセミナーなどへの参加により、体制の強化を図るとともに、外部専門人材による支援を取り入れていきます。

5.職員の意識

国は、デジタル社会の基本理念等を定めた「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル改革関連法の成立を受け、デジタル庁の創設、そして、令和4(2022)年6月のデジタル田園都市国家構想基本方針へと急ピッチでのデジタル化を進めています。

本町においても、こうした社会環境や住民ニーズの変化を受けて、行政事務のデジタル化が急務となっていることから、現状を把握するために職員調査を実施しました。

その結果は、DXについて担当課によって意識や準備の違いがみられるとともに、職員個々人の認識、さらには理解度やスキルについて不安を感じる意見がある一方、デジタル化に対する期待は大きいものでありました。

DXを進めるにあたっては、デジタルを使える人任せになったり、従来の手法からの脱却に消極的であったりすることが障壁となりがちであるため、職員意識の変革にも取り組んでいきます。

6.業務の棚卸し・業務量調査

DX推進計画策定にあたり、現在の各担当部署の担当する業務を明確にすることが第一段階として必要となり、このため、各担当部署に依頼して、業務棚卸しを行いました。

そして、第二段階として、すべての業務の工数把握とデジタル化の課題を探るため、「業務量調査」を行いました。

その結果を、今後の業務のデジタル化に活用するとともに、業務の効率化に役立てていきます。

●業務の棚卸し・業務量調査結果一覧

部署名(課)	部署名(班)	事務数	使用システム			
			基幹系	基幹系以外	その他(エクセル等)	合計
議会事務局	-	20			16	16
出納室	(会計管理者業務)	5		4		4
	出納班	8		2		2
出納室 計		13		6		6
総務課	総務班	28		3	3	6
	人事班	12		4	7	11
	地域安全班	11		1	1	2
	財務班	14	5	1	3	9
	管財班	12		1	11	12
総務課 計		77	5	10	25	40
地域振興課	地方創生班	66		13	40	53
	まちづくり班	32		2	29	31
地域振興課 計		98		15	69	84
デジタル推進課	デジタル推進班	6		2	1	3
	情報管理班	5				0
デジタル推進課 計		11		2	1	3
町民福祉課	戸籍班	83	63		11	74
	地域福祉班	126		19	15	34
	こども班	28		6	5	11
町民福祉課 計		237	63	25	31	119
税務課	町民税班	14	14			14
	資産税班	12	12			12
	納税班	8	8			8
税務課 計		34	34			34
健康保険課	保険年金班	78	8	26	44	78
	介護保険班	89	25	1	62	88
	保健班	71		16	54	70
健康保険課 計		238	33	43	160	236
産業課	商工観光班	71	1	7	63	71

部署名(課)	部署名(班)	事務数	使用システム			
			基幹系	基幹系 以外	その他 (エクセル等)	合計
	農林水産班	42			26	26
産業課 計		113	1	7	89	97
建設課	管理班	30	2	2	23	27
	住宅建築班	30		4	23	27
	土木班	30		17	12	29
	下水道班	30	1	4	24	29
建設課 計		120	3	27	82	112
環境政策室	環境政策班	41			4	4
学校教育課	庶務学校教育班	97			95	95
社会教育課	社会教育班	39			39	39
	社会体育班	14			14	14
社会教育課 計		53			53	53
監査委員事務局	-	1			1	1
農業委員会事務局	-	11		1		1
合 計		1,164	139	136	626	901

7.計画の基本方針

デジタル技術の革新の速度は極めて速いものがあります。それらの中から本町にとって必要な技術を見極め、使いこなしていくためには、国の動向を注視し、国・県の支援を受けつつ、町行政が組織として柔軟に対応し続けていく必要があります。

また、本計画自体も適宜見直し、修正を行いながら、実行性のあるものにし続ける必要があります。さらに、必要に応じて他市町と共同して広域的な対応も進めていくことが大切です。

本計画においては以下の4点を基本方針とし、取組を進めていきます。

基本方針
① 行政手続や福祉・医療、産業等のデジタル化により、利便性を高めることで町民の満足感・幸福感(Well-Being)の向上を図る
② デジタル技術による業務効率化を図り、町民への直接的なサービスの提供を進めるとともに、相談業務、企画立案業務など職員でなければならない業務への集中化を図る
③ マイナンバーとの連携による、町民に寄り添った利便性の高い行政サービスを実現する
④ 国の標準化・共通化の方針に従い中長期的なデジタル費用を削減する



第2章 各論

1.取組の方向性

国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 令和2(2020)年12月」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされています。

この国の方針を踏まえ、本町は、デジタル技術の積極活用により、行政サービスや役場業務を抜本的に見直す行政のDXを推進し、誰もが安心して必要とする行政サービスを利用できる、町民目線の「デジタル行政」の実現を目指します。

2.DXの取組事項

(1)業務のデジタル化

No	取組事項				
①	「書かない窓口」の導入				
現況と課題	窓口での各種手続において、申請書の記入を手書きしている現状では、誤字・脱字・書き癖等による申請書の修正が必要となります。 また、転入などの住民異動手続では、社会保障などの手続が付随することも多く、複数枚の申請書に何度も氏名や住所等を記入する必要があり、町民に対しても大きな負担を強いている状況にあります。 人口減少に伴う職員数の減少が見込まれる中、待ち時間及び手続時間を短縮させ、行政サービスの向上を図る取組が必要となります。				
取組の概要	高齢者等デジタル弱者でも画面表示に従って簡単に操作ができ、マイナンバーカードや運転免許証に格納されている情報を利用して各種申請書の作成支援をするシステムの導入を推進します。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	----->				
実施	—————>				

No	取組事項				
②	電子申請や SNS によるサービス拡充				
現況と課題	<p>町民への情報伝達に際しては、HP や電話など町民自らの行動によらざるを得ず、回覧では情報の伝達が遅く、事後に情報が届くことがあります。</p> <p>町の窓口での手続では、待ち時間の発生や待合場所が限られているため、混雑時には来庁者に不快感を与える懸念があります。</p> <p>また、遠方や仕事等で来庁が困難な人も多くいます。</p> <p>これらの課題を解消するには、情報発信の強化と電子申請ができる仕組みが必要です。</p>				
取組の概要	町の LINE 公式アカウントの機能の拡充を図り、行政情報の発信力強化や各種電子申請へアクセスできるポータル機能の導入など、行政サービスの向上を図ります。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

No	取組事項				
③	AI※・RPA※の利用推進				
現況と課題	<p>国の「デジタル・ガバメント実行計画(R2.12)」では、本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方そのものを刷新する必要性がうたわれ、AI・RPA などのデジタル技術は、そのための有力なツールと位置付けられており、今後積極的に活用すべきとしています。</p> <p>しかし、職員の AI・RPA に関するリテラシー不足や業務のデジタル化の遅れなど、十分な環境とはいえず、既に幅広い分野で様々な AI の実用化が進んでいる民間との官民格差が進んでいる状況です。</p> <p>近い将来に到来する AI 化社会に向けて、業務の効率化を図り、行政サービスを維持・向上させるためにAI・RPAの利用推進が求められています。</p>				
取組の概要	業務所管課で AI・RPA を使いこなせるように人材育成を図るとともに、AI・RPA 利用の前提として業務のデジタル化やデータの整備を検討・推進していきます。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

No	取組事項				
④	行政手続のオンライン化				
現況と課題	<p>国の「自治体 DX 推進計画」において、特に国民の利便性向上に資する手続※として31手続（市町村関係は27手続）が示され、積極的・集中的にマイナポータルからマイナンバーを利用して、令和4（2022）年度を目指してオンライン手続を可能にするよう進めることとされました。</p> <p>本町においては、国から示された子育てや介護関係、被災者支援関係など、市町村関係の27手続のオンライン化を令和4年度末に完了しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて全国的に利用者が増えているキャッシュレス決済について、本町では対応しておらず、町税や手数料、使用料等のキャッシュレス決済などの住民ニーズに応えていく必要があります。</p>				
取組の概要	行政手続のオンライン化及びキャッシュレス決済の導入などを検討し、デジタル化による利便性の向上を図ります。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	----->				
実施	—————>				

No	取組事項				
⑤	業務のペーパーレス※化				
現況と課題	<p>多くの業務で大量の紙資料を用いており、印刷、保管、持ち運び等において非常に非効率な状況があります。</p> <p>そこで、令和4年度は文書管理システムを導入し、回議文書や決裁文書のペーパーレス化を行いました。</p> <p>しかしながら、庁内での会議や業務において、紙資料を用いる習慣が定着しており、加えて、端末での資料加工が使いにくいことから、十分なペーパーレス化が進んでいるといえない状況にあります。</p>				
取組の概要	<p>庁内ネットワークを活用し、積極的にペーパーレス会議の機会を創出します。</p> <p>また、容易にペーパーレス会議が運営でき、業務の効率化が図られるよう、ペーパーレス会議システムを導入し、対象とする会議の拡大を進めます。</p>				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	----->				
実施	—————>				

No	取組事項				
⑥	自治体の情報システムの標準化・共通化				
現況と課題	<p>情報システムの多くは自治体ごとに導入・運用されており、各自治体は情報システムの発注や制度改正による改修などに個別の対応を求められ、情報システムの導入・運用等に係る人的・財政的負担が大きい状況です。</p> <p>また、住民や企業が行政サービスを受ける際には、自治体ごとに申請書の様式や申請手順が異なるため、手続が煩雑となっている状況です。</p> <p>令和3年5月に、国が定める統一的な基準に適合した情報システムの利用を自治体に義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、住民記録や地方税などの基幹系20業務[*]について情報システム標準化の目標時期を令和7年度末としています。</p>				
取組の概要	<p>国による全国的なクラウド環境（ガバメントクラウド^{**}）等に係る情報を収集しながら標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、基幹系20業務について令和7年度末を目標に移行します。</p>				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	----->				
実施			—————>		

No	取組事項				
⑦	マイナンバーカードの普及促進				
現況と課題	<p>国の策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、マイナンバーカードの普及がデジタル社会の形成に向けた基本的な施策の一つとして位置付けられ、令和4年度末までに全国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、普及促進を図ってきました。</p> <p>本町における令和4年度のマイナンバーカードの交付率は、出張申請受付や月2回の休日窓口による申請支援、マイナポイントの申込支援など、普及促進への取組にもより、74.9%（全国67.0%、山口県72.6%）となり、一定の成果を上げているところですが、今後のデジタル社会においてマイナンバーカードは基盤となるものであるため、取得されていない約25%の住民に対して、今後も取得を促していくことが必要となります。</p> <p>また、現状ではマイナンバーカードの利活用先が限られており、カードを持つメリットが少ない状況にあります。</p>				
取組の概要	<p>デジタル行政の実現を目指し、カードの利用機会の創出を図り、普及促進につながる取組を行います。</p>				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施	—————>				

No	取組事項				
⑧	オープンデータの推進				
現況と課題	<p>国や地方公共団体等が保有する行政情報をオープン化する取組が加速し、ビジネスや身近な公共サービスへ活用され始めています。</p> <p>国は「オープンデータ基本方針」を策定し、地方公共団体に対して積極的にオープンデータ化に取り組むよう求めています。</p> <p>本町では、「山口県オープンデータカタログサイト」及び「広島広域都市圏 ICT 推進協議会」が取り組む「オープンデータ推進事業」に参画し、国が定める推奨データセット14件のうちの7件の他、合計13件のオープンデータを公開しています。</p>				
取組の概要	多様なサービスの実現のため、本町が保有する公共データについて、積極的に公開し、有効に活用してもらえよう努めます。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

(2) DX 推進のための人材育成

No	取組事項				
⑨	基本的なデジタル技術等の習得				
現況と課題	<p>デジタルスキルについて、情報システム担当者等の一部の職員に頼り、負担が集中している状況があります。</p> <p>また、使用者が限定的なシステムについても、扱える職員が不在の際には業務が滞るなどの状況もあります。</p> <p>このようなことから、業務に必要なデジタル機器の基礎的操作ができるなど、一定水準以上の実務的なスキルを各職員が身に付けることが求められています。</p> <p>加えて、行政のデジタル化が加速する中、デジタル技術の知識やデータ活用のノウハウの習得など、各課の職員の ICT リテラシーの向上が必要です。</p>				
取組の概要	デジタルを使える人任せになったり、従来の手法からの脱却に消極的であったりすることが DX を進める上で障壁となるため、職員意識の変革に取り組みます。また、各職員が主体的かつ積極的にデジタル技術活用に取り組めるよう人材育成を進めます。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

No	取組事項				
⑩	専門的な人材育成				
現況と課題	急速に進展するデジタル化社会において、デジタル技術の活用は業務遂行に必須であり、今後ますますその比重が増加していくことが見込まれることから、職員のデジタル技術に対する理解や知識を深めるとともに、ICT やデータ活用に係る知識や能力を持つ人材の確保・育成が必要です。				
取組の概要	専門的な人材育成のため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS [※] ）等の実施する研修への積極的な受講を促進し、専門資格の取得者や技術実務経験者の確保に努めます。 また、デジタルに関する専門的な知見や知識を持つ外部人材の積極的な活用を検討し、本町の DX を進めていきます。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

(3) デジタルデバйд対策

No	取組事項				
⑪	デジタルデバйд対策				
現況と課題	総務省の「通信利用動向調査」によると、70 歳以上の年齢層は 70 歳未満の年齢層に比べインターネット利用率が低いとの調査結果があります。 令和 2（2020）年の 65 歳以上の高齢者の割合は、本町は 43.2%であり、全国平均の 28.6%、県内市町平均の 34.6%に対して非常に高い状況にありますが、町内には携帯ショップがないなど、身近にデジタル機器の扱い等を気軽に教えてもらえるような環境ではない状況にあります。 本町では、令和4年度からスマートフォン教室等で操作説明を行っているところですが、年齢等にかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタルの恩恵を受けられるよう、環境整備の取組やデジタル支援施策をより充実させる必要があります。				
取組の概要	町民の誰もがデジタル化のメリットを享受できるよう、スマートフォン教室等の開催により、デジタル活用支援を行います。				
工程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討	-----▶				
実施	————▶				

用語の解説

1 ICT

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。

2 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。ユーザーが情報発信できて、ユーザー同士でつながりを持つこともできる。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。

3 クラウドコンピューティング

クラウドコンピューティングは、クラウド環境 (インターネット環境) でコンピューティングサービス (サーバー、ストレージ、ネットワーク、データベース、ソフトウェアなど) を利用すること。

4 ビッグデータ

様々な種類や形式のデータを含む巨大なデータ群のこと。「量 (volume)」「種類 (variety)」「入出力や処理の速度 (velocity)」の3つの要素から成り立っている。

5 オープンデータ

自治体や企業の持つデータのうち、誰もが利用できるように公開されたデータ、官民共同のサービス提供や新しいビジネスを生み出すことを目的とする。

6 デジタルデバイド

インターネット等の情報通信技術を使える人と、そうでない人との間で生じる、経済的・社会的な格差

7 Society5.0

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させた「超スマート社会」(内閣府「第5期科学技術基本計画」)

8 SDGsの達成

デジタル技術による SDGs への貢献イメージ

分野	ICTソリューション (例)	SDGs
インフラ	・ICTインフラの整備 ・災害に強い強靱なインフラ開発促進	9 産業と経済革新の促進 11 住み続けられるまちづくりを
生活基盤	・生体情報を活用した認証基盤による公共サービスの提供 ・ICTを活用した就業マッチング	1 貧困をなくそう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう
医療介護	・遠隔医療による医療機械の提供 ・センサー等を活用したモニタリングや診断、予防医療・予兆検知	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を
教育	・遠隔教育システムを通じた教育機会の確保 ・高精細映像やインタラクティブな質の高い教育コンテンツの提供	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も
農業食糧	・スマート農業システムを活用した効率的な農業運営 ・ICTを活用した需給管理	2 気候変動に脅かされる農業 6 食料と農業の持続可能な開発を 12 ついに資源の循環
都市地域	・自動運転・航空交通システム高度化による移動機会の提供 ・ICTを活用した買物等の生活支援	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と経済革新の促進 11 住み続けられるまちづくりを
防災環境	・衛星・ドローン・センサーを活用した情報収集・災害情報の配信 ・AI・IoT等を活用した各種災害の観測・予知	13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
観光人的交流	・多様な情報へのアクセス、AIを活用した多言語翻訳システム	8 働きがいも経済成長も 16 平和と公正をすべての人に
金融	・金融サービス向け基幹業務システム ・ブロックチェーンを用いたマイクロペイメント・キャッシュレス基盤	1 貧困をなくそう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう
バリアフリージェンダー	・テレワーク※による就業機会の提供 ・ロボット・AIを活用した労働代替や障がい者支援	5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいも経済成長も

出典:令和元年度版 情報通信白書の概要(総務省)により作成

9 AI

Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)、人工知能

10 RPA

Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)、ソフトウェアロボットを用いてコンピューター上で行う業務を自動化する技術

11 特に国民の利便性向上に資する手続

子育てや介護、被災者支援、自動車保有関係など、「自治体 DX 推進計画」(総務省)において示された特に国民の利便性向上に資する31の手続(うち、市区町村対象手続は27手続)

子育て関係(15手続)※市区町村対象手続		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	児童手当等に係る寄附の申出	支給認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	児童手当に係る寄附変更等の申出	保育施設等の利用申込
氏名変更/住所変更等の届出	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	保育施設等の現況届
受給事由消滅の届出	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	児童扶養手当の現況届の事前送信
未支払の児童手当等の請求	児童手当等の現況届	妊娠の届出

介護関係(II 手続)※市区町村対象手続		
要介護・要支援認定の申請	介護保険負担割合証の再交付申請	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
要介護・要支援更新認定の申請	被保険者証の再交付申請	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
要介護・要支援状態区分変更認定の申請	高額介護(予防)サービス費の支給申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	介護保険負担限度額認定申請	
被災者支援関係(I 手続)※市区町村対象手続		
罹災証明書の発行申請		

12 ペーパーレス化

紙で保存していた書類をデジタル化することなどによる、業務効率の改善やコスト削減の取組

13 基幹系 20 業務

住民基本台帳などの住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務のうち、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく 20 の業務

児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録

行政に関わる業務システムをまとめて、ひとつのクラウド上の基盤に構築し、共通化・標準化した上で監視運用できるようにしたもの。

14 ガバメントクラウド

国のすべての行政機関(中央省庁・独立行政法人など)や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにした「IT 基盤」のことで、「ガバメント」は日本語で政府を意味することから「政府クラウド」や「Gov-Cloud」とも呼ばれている。

15 J-LIS

地方公共団体情報システム機構、地方公共団体が共同して運営する地方公共団体の情報システムに関する事務を行う組織

16 テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

平生町DX推進計画

令和5年度～令和9年度

令和5年7月策定

山口県 平生町
デジタル推進課